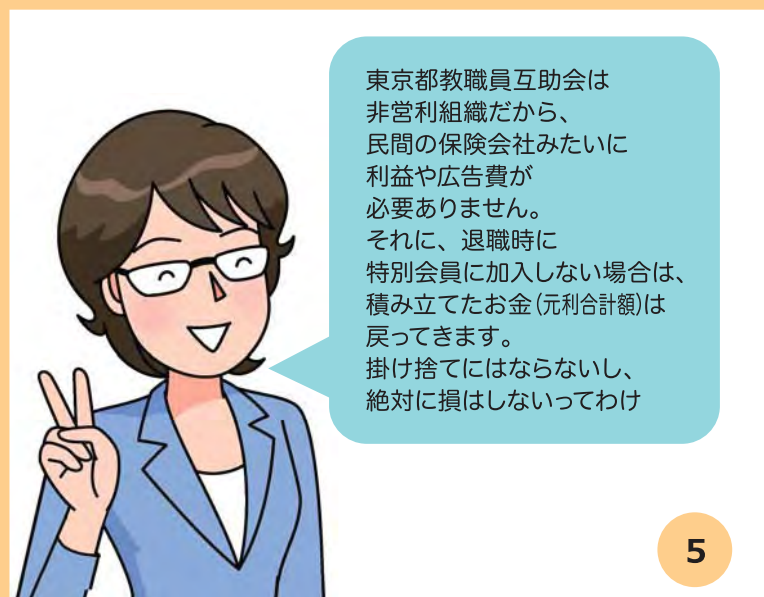
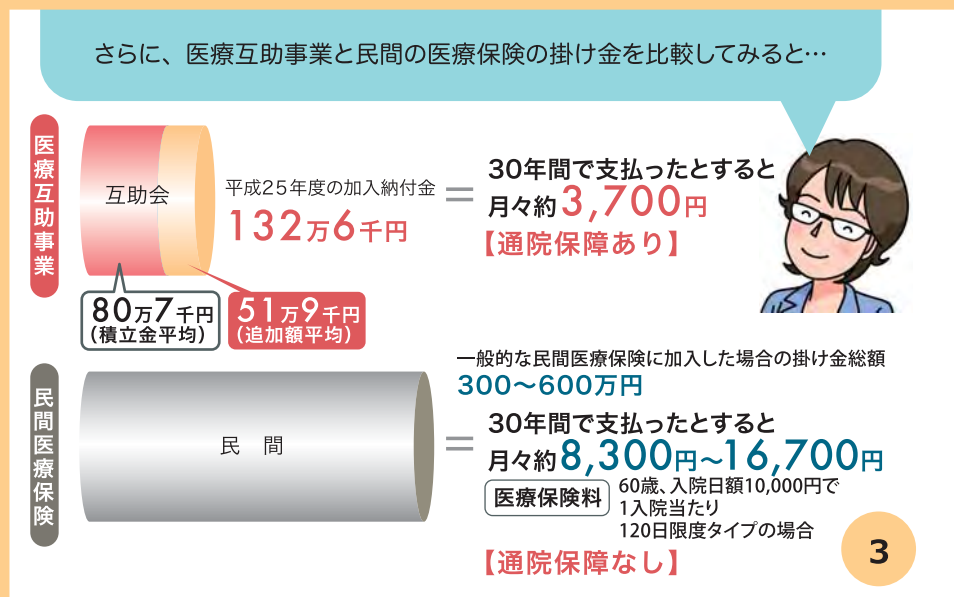
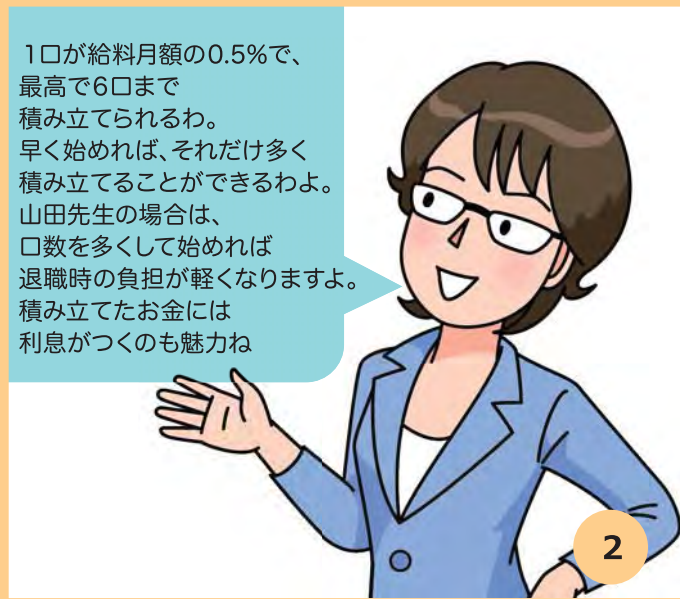


掛け捨てではないのも医療互助事業の魅力。積立金には利息がつきます！



point 3 現職時の積立額が多ければ多いほど、退職時に払う追加の負担額が軽く済みます。

月々の積立金はどのくらい？

積立金は給料月額の 5 / 1000 を1口として、希望口数が毎月給与から控除されます(口数の選択肢は下表参照)。また、口数は年に1回変更することが可能です(変更手続き：毎年6月)。

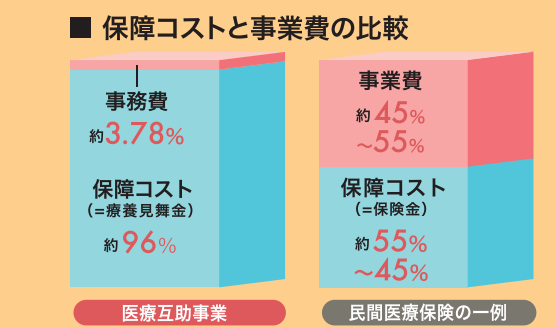
＜医療互助事業の月々の積立金＞		＜積立金の目安＞	
会員・口数	積立金	年齢	1口
本人・1口	給料の 5 / 1000	20歳～25歳	約1,000円
本人・2口	給料の 10 / 1000	26歳～30歳	約1,300円
本人・4口	給料の 20 / 1000	31歳～35歳	約1,500円
本人・6口	給料の 30 / 1000	36歳～40歳	約1,700円
本人・配偶者各1口	給料の 10 / 1000	40歳～45歳	約1,900円
本人・配偶者各2口	給料の 20 / 1000	46歳～50歳	約2,100円
本人・配偶者各4口	給料の 40 / 1000		
本人・配偶者各6口	給料の 60 / 1000		

＜退職時の負担軽減のために…＞
 「退職時までにもっと積立をしておきたい」という多数の要望にお応えして、口数の選択肢を増やしました。1口、2口、4口、6口から選ぶことができますので、安定した収入があるときに、将来の安心に向けて準備をするのがおすすめです。

＜配偶者の加入について＞

医療互助事業では、配偶者も加入して本人同様の給付が受けられます。ただし、本人が満51歳を超えてから配偶者が加入した場合には、退職後に特別会員になる際に特別負担金が加入納付金に加算されます。なお、配偶者の積立金の口数は、本人と同口数となります。
 ※51歳以上の方で配偶者加入を希望する方の詳細は、東京都教職員互助会まで直接お問い合わせください。

医療互助事業の給付水準が高いのは？



医療互助事業の加入納付金が民間の医療保険に比べて安いのは、東京都教職員互助会が非営利組織であり、民間の保険会社のように利益や広告費を掛金に求める必要がないためです。現職会員の積立金の利息の一部を療養見舞金の原資に繰り入れており、互助会の基本である相互扶助の精神が生きています。

まだ未加入の方、貯金のつもりで始めてみませんか？
 医療互助事業で、老後の医療の心配はすっかり解消です！

